

鳥取県告示第555号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成24年7月31日

鳥取県東部総合事務所長 齋 藤 明 彦

事業者の名称 又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	指定年月日	居宅サービスの種類
株式会社幸風	幸風デイサービスセンター鳥取	鳥取市商栄町115-4	平成24年8月1日	通所介護
株式会社サンブレラ	サンサンデイサービス	鳥取市国府町新通り三丁目412	〃	〃